

の着物で、ベルトを締める。本来は近侍の衣裳。周錫保、三九八頁に図がある。

(26) 八宝 天子の八種のしるし。

(27) 熊羆 武官五品の胸背に用いる模様。

(28) 広運之宝 皇帝の印の一つ〔〇一―一四〕注(5)参照。覆う所が広大で及ぶ所が遠い、の意。

皇帝より世子尚円へ、使臣が衣服の禁制に違反したことを謹責する勅諭(一四七二、四、八)

琉球国世子尚円に勅す。

近ごろ差来の長史蔡璟、大紅織金蟒竜羅段二匹を将て、私かに針工を喚び、館に在りて衣服を剪裁するに因り、所司以聞す。璟称すらく、宣徳三年(一四二八)、朝廷の給賜するに係わり、本国従り帶來す、と。事、該部に下して査照するに、彼の時、原、蟒竜花様を給賜すること無し。此れ庇に禁すべきの物に係わる。縦使果たして本国従り帶來するも、亦た宜しく明白に告知して工に命じて裁製すべきを当と為す。今、却つて然らず。事は違有るに属す。羅段は収留し、璟等は礼を以て遣回せしむるを除くの外、特に爾に諭して之を知らしむ。故に勅す。

成化七年(一四七二)四月初八日

注*この事件は『明実録』成化七年三月戊戌の条に記事がある。

(1) 長史 成化七年、朝鮮の申叔舟撰『海東諸国紀』『琉球国紀』に「有左右長史二人、出納王命」とある。この記事は本文書中の蔡璟が、天順五年(一四六一)琉球国の副使として朝鮮に至った際の口述(『李朝実録』世祖八年(一四六二)二月癸巳の条に収録)によるものと思われる。又、『海東諸国紀』に弘治十四年(一五〇二)に追加された「琉球国」の記事には「長史二員正議大夫二員用事者也、並以中朝人来居者為之」とある。

『明実録』における長史の初出は永楽元年で、永楽九年四月癸巳の条には長史に関する記事がある。(一二―一二)注(2)王相を参照。

『歴代宝案』第一集における長史は外交事務を扱い久米村系の人をもつて任じた。明代では進貢の使臣をも勤めたが、南明の隆武二年(一六四六)〔三七〇八〕〔三七一〇〕〔三七一四〕〔三七一七〕を最後に長史の派遣はなくなる。清代の長史については序、注(11)を、中国明朝の長史については(〇一―三二)注(54)を参照。

(2) 蔡璟 この時の入貢の記事が『明実録』成化七年三月甲申の条にある。なお(一七―一五)を参照のこと。

(3) 蟒竜 四爪又は三爪の竜。

(4) 該部 礼部。

(5) 彼の時、原、蟒竜花様を給賜すること無し 宣徳三年十月十三日付勅諭(〇一―〇九)に、蟒竜花様(花様は模様)の頒賜はない。

(6) 応に禁すべきの物に係わる 『万曆会典』卷六一、冠服二、に官民人等に対する禁止の色として玄・黄・紫の三色、模様として蟒竜その他の規定がある。

1-01-18 皇帝の、故国王尚徳に代つて世子尚円を国王に封ずる詔

(一四七二、七、八)

奉天承運の皇帝、詔して曰く、朕、大統を紹承し、旧章に率循して諸侯を封建するに遠邇を問つること無し。惟うに、爾琉球国、世々海濱に居るも声教に密邇し、封を受け業を伝うること蓋し亦た年有り。故国王尚徳、仁は以て境を保ちて民を安んずるに足り、誠は以て天を敬い大に事うるに足る。襲封して未だ久しからざるに倏ち以て告終す。王業の存する所、宜しく承継有るべし。其の世子尚円、性資純篤にして国衆帰心す。茲に特に正使給事中官栄・副使行人韓文を遣わし、詔を齎し、往きて封じて琉球国中山王と為し、仍お賜うに皮弁冠服等の物を以てす。凡そ国中の官僚・士庶、宜しく心を協せて匡扶し、永く藩翰を固くすべし。礼度を踰越する母く、先猷を懸續するを期せば、忠厚の風を臻し共に太平の福を享くるに庶からん。故に茲に詔示す。想いて宜しく知悉すべし。

皇帝之宝

成化七年(一四七二)七月初八日

再対して之を正す

注 (1) 尚円 第二尚氏の始祖。『世譜』によれば尚徳の死後国人は

御物城御鎖側官の金丸を擁立した、とある。また、『世鑑』には「成化六年庚寅ノ秋、尚円公ヲ尚徳ノ世子トシテ、大明へ請襲封ノ使者アリ」とある。なお尚円の即位について(〇一一二) 総注を参照。

(2) 官栄 兵科給事中として琉球へ使し、のち都給事中(『明人伝記』二八〇頁)。はじめ正使として戸科都給事中の丘弘が派遣されるはずであったが、病卒して官栄に代わった(『明実録』成化七年三月丁亥、四月壬子・癸丑、六月甲寅)。

(3) 韓文 『明実録』弘治十二年七月己未の条に事歴および死去の記事がある。『明人伝記』八九二頁。

(4) 先猷を懸續 前代の人の計画をつとめてつづける。

1-01-19

皇帝より世子尚円へ、国王に封じ冠服等を賜う勅諭

(一四七二、七、八)

皇帝、琉球国故中山王尚徳の世子尚円に勅諭す。

惟うに、爾克く世々海邦を撫有し、皇明に臣事し、克く忠敬を篤くす。乃父尚徳、王封を紹襲し、曾て未だ数年ならざるに遽焉に薨逝す。爾、冢嗣為り。式んで象賢を克くし、宜しく爵命を承けて其の国人を統ぶべし。茲に特に正使給事中官栄・副使行人韓文を遣わし、詔を齎し、爾を封じて琉球国中山王と為し、並びに爾及び妃に冠服・綵幣等の物を賜う。爾宜しく永く臣節を堅くし、益々天心に順い、常に事大の誠を懐い、用て承先の志を広くすべ